

地方独立行政法人広島市立病院機構の不要財産の納付について

1 説明

- ・広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人化に際して、本市が法人に対して出資した旧安佐市民病院の土地及び建物の一部が、安佐市民病院の移転に伴い不要となるため、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定により、出資等に係る不要財産として、本市へ納付することとしている。
- ・市長は当該納付の認可をしようとするときは、同条の2第5項の規定により、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- ・令和5年1月4日付けで法人から別添のとおり、出資等に係る不要財産の納付について申請があった。

2 法人からの申請内容

(1) 出資等に係る不要財産の内容（詳細については、資料3参照）

種別	面積等	帳簿価額※1		出資額※2	
		取得（出資）日 （平成26年4月1日）	納付申請日 （令和5年1月4日）		
土地	安佐北区可部南 二丁目1719番1	19,233 m ²	11億3,225万228円	11億3,225万228円	11億3,225万228円
	安佐北区可部南 二丁目1719番8	9,854 m ² (持分337,839 /1,001,412)			
建物 (旧安佐市民病院)	3,731.17 m ²	4億761万3,970円	1億3,307万2,038円	1億1,576万2,368円	
構築物	塀など一式	164万6,267円	8万2,315円	164万6,267円	
計		15億4,151万465円	12億6,540万4,581円	12億4,965万8,863円	

※1 取得（出資）日の帳簿価額は、出資時における時価を基準として評価した価額であり、納付申請日の帳簿価額はこれまでに除却や償却による減少を反映した価額である。

※2 出資額については、取得（出資）日における帳簿価額から整備に充てた借入金の残高を除いた金額を、本市からの出資額として整理している。

(2) 不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

安佐市民病院の移転に伴い、旧安佐市民病院の土地及び建物等について、安佐医師会が設置・運営する安佐医師会病院として使用される部分を除き不要となるため。

(3) 現物による出資等団体（本市）への納付の予定時期

令和5年3月

3 対応

当該財産は、移転した安佐市民病院の跡地にあり、今後法人において活用される予定はなく、不要なものであると認められるため、評価委員会から意見を聴取した上で、2月議会へ議案を提出する。

【参考】

(1) 根拠法令

【地方独立行政法人法】

第6条第4項 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により当該財産を処分しなければならない。

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体に納付するものとする。

2～4（略）

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【地方独立行政法人法施行令】

第8条 地方独立行政法人は、法第42条の2第1項の規定による出資等に係る不要財産（法第6条第4項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第42条の2第1項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第1号及び第5号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
 - 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由
 - 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）
 - 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
 - 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
 - 6 その他必要な事項
- 2 地方独立行政法人は、法第42条の2第1項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

【地方独立行政法人広島市立病院機構の重要な財産を定める条例】

第1条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、不動産(土地にあつては、1件1万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権であつて、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が8,000万円以上のものとする。

(2) 本市へ納付後の土地及び建物について（別紙参照）

旧安佐市民病院の北館は、安佐医師会病院の他、安佐准看護学院（令和5年4月1日移転開校）、可部夜間急病センター（令和5年4月以降移転開設）及び広島市北部在宅医療・介護連携支援センター（令和5年4月1日移転）に加え、コミュニティセンター及び子育て支援施設を設置することとしている。

また、南館跡地へは、多目的広場及び認定こども園、給食センター（可部地区学校給食センターを拡張し建替えるもの）を設置することし、所要の検討作業を行っている。